

納期のお知らせ(8月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

- 市県民税・・・・・・・・・・2期
- 国民健康保険税・・・・・・・・・・2期
- 介護保険料・・・・・・・・・・2期
- 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・2期

納期限 9月2日(月)

- 市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

年金からあらかじめ差し引かれる方(特別徴収)

8月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②健康課(内線271)
③高齢者福祉課(内線277)
④健康課(内線227)

各種相談(8月15日~9月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	8月27日(火) ※予約は8月1日(木)から 9月12日(木) ※予約は8月15日(木)から	午前9時30分~正午 午後1時30分~4時	地域活動推進課(内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館2階会議室	8月19日(月)	午後1時30分~3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)	午前9時30分~正午 午後1時~3時30分	消費生活センター(内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	9月11日(木)※予約制	午後1時~4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時~4時 (電話相談は午後1時~2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	南河原隣保館	9月11日(木)	午後1時30分~3時30分	人権・男女共同参画推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分~午後3時30分	午後1時~4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分~7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	8月20日(火)、9月10日(火)	午後5時15分~7時	水道課 ☎553-0131

※一部の相談についてはメールでの問い合わせもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

- ▶試験日時 11月24日(日)
- ▶試験会場 聖学院大学(上尾市戸崎1-1)
- ▶受験資格 次のいずれかに該当する方
 - ①高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方
 - ②高等学校を卒業した方で排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
 - ③排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上実務経験を有する方
 - ④①~③に準ずる方
- ▶受験料 1万円
- ▶申し込み 8月21日(木)から下水道課で配布する受験案内を参照の上、9月30日(月)(消印有効)までに郵送により提出してください。
- ▶問い合わせ 同課普及促進担当 ☎564-0303

産業文化会館を臨時休館します

8月31日(土)は、設備点検実施に伴う停電のため、臨時休館となります。

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎556-8319

産業文化会館のアートギャラリーが貸し出し施設になります



産業文化会館1階のアートギャラリーを貸し出し施設として供用開始します。市民ギャラリーとしてどなたでも利用できますので、ぜひご利用ください。

- ▶供用開始日 9月1日(日)から
- ▶利用時間 午前9時~午後4時30分
- ▶貸し出し期間 最大5日間
- ▶利用料 5,240円(1日当たり) ※利用者または団体の所在地が市外の場合は、100分の150を乗じた額
- ▶利用できない例
 - ・公の秩序または善良な風俗を阻害する恐れがあると認められたとき
 - ・会館の管理上支障があると認められたとき
 - ・その他会館の設置の目的に反すると認められたとき
 - ・物品の販売や商行為など(来場者から料金を徴収することを含む)
- ▶その他
 - ・利用日の6カ月前から予約可。
 - ・利用可能日は公共施設予約システムまたは同館ホームページで確認できます。
 - ・同館が主催する企画展などは、従来どおり入館料を徴収します。
- ▶申し込み 公共施設予約システムまたは直接同館
- ▶問い合わせ 同館 ☎556-6371

デマンドタクシー事業の指定乗降場所を追加しました

市では、75歳以上の方および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、行田市デマンドタクシー事業を実施しています。このたび、7月1日付けで指定乗降場所を4カ所追加し、600カ所となりました。

追加となった指定乗降場所は、次のとおりです。

D 福祉関連施設(障害者)		所在地
D-32	グループホーム朝昼晩・持田	持田1739-9
E 商業施設・店舗など		所在地
E-145	スーパカリヤ Neco	門井町2-2-3
E-146	ジャパンフード株式会社	持田2373
E-147	サロンドKAZU	皿尾356

指定乗降場所の一覧は、市ホームページに掲載している他、交通対策課で配布しています。指定乗降場所の追加は随時行っています。詳しくは、同課へご相談ください。



▶問い合わせ 同課地域交通担当(内線284)

家庭から出る廃食用油を回収しています

市では、家庭から出る天ぷら油(廃食用油)や賞味期限の切れた植物性油を回収し、ごみの減量とリサイクルの推進を図っています。ペットボトルなどに入れ、必ず蓋(キャップ)を閉めて回収場所までお持ちください。

- ▶回収場所 環境課および粗大ごみ処理場
- ▶回収可能な油の種類 サラダ油(菜種油、紅花油、コーン油、ひまわり油、大豆油など)、オリーブ油などの植物油
- ▶回収不可能な油の種類
 - ・ラード、バターなど動物性の油
 - ・機械油、灯油、軽油などの鉱物油
 - ・事業活動から出る油
- ▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530 または粗大ごみ処理場 ☎559-0278

▼問い合わせ 環境課 ☎556-9530

さしあげます

▷学習机 ▷ガス炊飯器 ▷テレビ台 ▷ガス温風ヒーター ▷二段ベッド(木製) ▷ベビーサークル

ゆずってください

▷MDラジカセ ▷DVDプレーヤー ▷パソコン ▷ワープロ ▷炊飯器 ▷小型冷蔵庫 ▷蓋付き鍋 ▷扇風機 ▷電子ピアノ ▷卓上ミシン ▷ロックミシン ▷車椅子 ▷ソファ(2人掛け) ▷唾蓮鉢

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)